

平成 29 年 12 月 15 日

中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の賦課 に関する調査結果報告書を取りまとめました

経済産業省及び財務省は、中国産の高重合度ポリエチレンテレフタレート(PET 樹脂)(※)について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入による国内産業の実質的な損害の事実を認定する調査結果を取りまとめ、本日、産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会において当該調査結果について審議が行われました。また、昨日、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、本件につき、5年間の不当廉売関税の賦課が適当であるとの答申が取りまとめられました。

1. これまでの経緯

昨年9月、国内生産者から、中国産の高重合度PET樹脂について、アンチ・ダンピング関税を課すべきとの申請がなされたことを受け、同月より、財務省及び当省が共同で調査を開始しました。

(※)中国産の高重合度PET樹脂:熱可塑性プラスチックであり、ボトルやシート等に加工される。PET ボトル等の原料。

2. 調査概要

経済産業省及び財務省は、中国産の高重合度PET樹脂に係る不当廉売関税について、不当廉売された高重合度PET樹脂の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるので、不当廉売関税を課することが適当である旨の調査結果報告書を取りまとめました。

本日開催された産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会においては、この調査結果について審議が行われました。また、昨日開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、中国産の高重合度PET樹脂に対する不当廉売関税を5年間賦課することが適当であるとの答申が取りまとめられました。

3. 今後の予定

高重合度PET樹脂に対して不当廉売関税を課するために必要な手続きを進める予定です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室長 寺西

担当者: 十二

電話:03-3501-1511(内線 3256~8)

03-3501-3462(直通)

03-3501-0992(FAX)

製造産業局 素材産業課長 湯本

担当者: 岩谷、喜多

電話:03-3501-1511(内線 3731~40)

03-3501-1737(直通)

03-3580-6348(FAX)